

宇陀市監査委員公告第4号

平成26年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月24日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 上 田 徳

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 社団法人宇陀市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）
- (2) 対象事務 シルバー人材センターにおける宇陀市からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として平成24年度及び25年度執行の事務
- (3) 所管課 健康福祉部介護福祉課

3 監査の期間

平成26年10月28日から平成27年3月13日まで

4 監査の方法

監査は、シルバー人材センターに対し、平成24年度及び25年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、収支計算書等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 監査の結果

シルバー人材センターの出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、所管課における補助金の交付事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における個別の意見は次のとおりで、高齢者の就業機会の確保を通じて、自立した運営と活力ある地域づくりの推進に寄与されることを期待する。

(1) シルバー人材センターに関する事項

ア 自主財源比率の向上について

シルバー人材センターの運営効率化を図るため、平成24年10月1日に4つあった事業所を1つに統合され、さらにはセンター職員の削減を図るなど、組織のスリム化を図るとともに、一方で歳入部分では、協力金の廃止（配分金の6%徴収）や事務費の増額（6%から8%へ）、会員会費の改正による増額（年額1,200円から年額3,000円へ）など、自主財源比率の向上に向けた改善に取り組まれており、これらの努力に対し敬意を表したい。

また、社会情勢が厳しい中、行政に頼ることなく、民間事業者からの

発注量を増加させることは、たやすいことではなく、理事長をはじめとするセンター職員の努力により達成されたものとする次第である。

一方で、会員数の減少という大きな変化が見られるようになり、今後ますますシルバー人材センターの運営環境が厳しくなることが予想されることから、引き続き、新規会員の確保に努められ、自主財源の確保に努められたい。

イ 会員の研修体制の充実について

受託事業を増加させるためにも、いかに顧客サービスの品質を保つかは重要な課題であり、顧客とのトラブルによる事業の低下が発生しないよう努める必要がある。

そのためには、それぞれの会員が持っている技術を他の会員に継承させていくなど研修体制の充実を図るとともに、顧客からのクレーム等があった場合、その内容を記録し、具体的な解決策を分析したマニュアルを作成されたい。

また、会員の安全対策についても徹底して実施され、休業中の安全パトロールの強化などに努められたい。

(2) 所管課に関する事項

ア 補助金算定の基準について

監査対象の補助金は宇陀市シルバー人材センター運営補助要綱に基づき交付されているが、具体的な補助金の算定方法を規定しているものではない。現在は、国の補助額に準じ交付しているが、シルバー人材センターの運営に対する支援を考えるなかで、市としての補助金算定の基準について検討されたい。

イ シルバー人材センターに対する指導監督及び支援について

シルバー人材センターは、高齢者の就業機会を確保することにとどまらず、就業を通じて高齢者の生きがい対策、地域社会の活性化に寄与するという役割を果たしている。

シルバー人材センターがこうした役割を果たしていく上で、市からの補助金がシルバー人材センターにとってより効果的なものとなるような指導監督、また補助金に依存しない自立した運営の確立に向けた支援に努められたい。